

講習会テキストダイジェスト版

<産業廃棄物コース>

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

7 建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

- (1) 特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事(対象建設工事)については工事着手前の届出などが義務づけられています。
- (2) 新築・解体工事においては、特定建設資材廃棄物を分別しつつ施工(分別解体等を実施)しなければなりません。また、再資源化等を実施しなければなりません。

【解説】

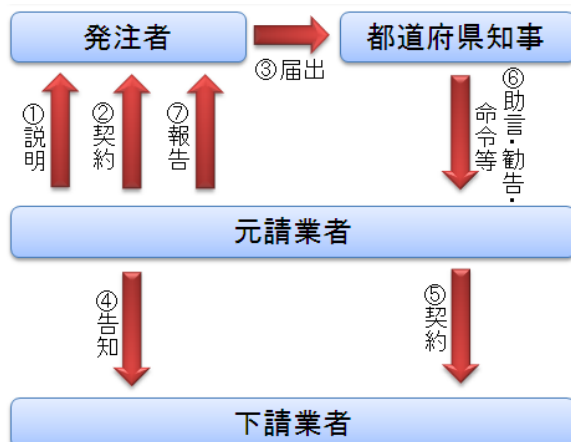
(1) 用語の定義

特定建設資材	特定建設資材廃棄物
コンクリート	コンクリート塊
コンクリート及び鉄から成る建設資材	
木材	建設発生木材
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリート塊

対象建設工事	
建築物解体	延床面積 80m ² 以上
建築物新築・増築	延床面積 500m ² 以上
建築物修繕・模様替等(リフォーム等)	請負代金 1億円 以上
その他工作物に関する工事(土木工事等)	請負代金 500万円 以上

- ・建築物の解体工事：建築物のうち、基礎、壁、柱、斜材(筋かい、火打材)、床版、屋根版、横架材(はり、けた)などの構造耐力上主要な部分の、全部または一部を取り壊す工事
- ・分別解体等：解体工事において建設資材廃棄物を種類ごとに分別しつつ計画的に施工すること
：新築工事等では、建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ施工すること
- ・再資源化：以下のような運搬または処分(再生を含む)を行うこと
：建設資材廃棄物を資材または原材料として利用することができる状態にすること
：建設資材廃棄物を熱を得ることに利用することができる状態にすること
- ・縮減：焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずること
- ・再資源化等：再資源化および縮減を行うこと
- ・解体工事業者：建設リサイクルの登録を受けて解体工事業を営む者

(2) 対象建設工事における主な実施事項



- ①事前説明：元請業者は発注者に対し、分別解体等の計画した書面を交付し説明
- ②発注者との契約：解体の方法、費用、特定建設資材廃棄物の処分先等を契約書面に記載
- ③事前届出：発注者は、工事着手の7日前までに分別解体等の計画等を届出
- ④告知：元請業者は、下請業者に対し都道府県知事への届出事項を告知
- ⑤下請業者との契約：解体の方法、費用、特定建設資材廃棄物の処分先等を契約書面に記載
- ⑥発注者への報告：元請業者は、再資源化等が完了したときは、発注者に書面にて報告

①元請業者による発注者への説明

元請業者は、届出に関する事項を記載した書面を発注者に交付して説明しなければなりません。

②請負契約書への記載事項（法第13条第1項、分別解体省令第4条）

発注者と元請業者の請負契約書には、以下を含めなければなりません。

- ・分別解体の方法等
- ・解体工事に要する費用
- ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要する費用

③対象建設工事の届出

発注者は、工事に着手する7日前までに都道府県知事に届け出なければなりません。

- ・届出書
- ・別表1：建築物に係る解体工事
- ・別表2：建築物に係る新築工事（新築・増築・修繕・模様替）
- ・別表3：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

※発注者の代理として元請業者が届け出る場合は、委任状が多く用いられています。

※発注者が国または地方公共団体などの場合は、都道府県知事に通知する（届出は不要）ことになります。

（建設リサイクル法Q&A、Q62、平成22年9月現在、国土交通省ホームページ）

④元請業者による下請業者への告知

対象建設工事の元請業者は下請業者に届出事項を告げなければなりません。

⑤請負契約書への記載事項（法第13条第1項、分別解体省令第4条）

元請業者と下請業者の請負契約書には、以下を含めなければなりません。

- ・分別解体の方法等
- ・解体工事に要する費用
- ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要する費用

⑥発注者への報告

元請業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事項を書面により発注者に報告しなければなりません。また、当該再資源化等の実施状況に関する記録を保存しなければなりません。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

※ 建設発生木材の縮減

建設発生木材（木くず）について、以下の場合は再資源化（チップ化等を行う処理業者に委託）に代えて、縮減（焼却処分の許可を持つ処理業者に委託）すれば足りることになります。

- ・50kmの範囲内に再資源化施設（チップ化等）が存在しない場合
- ・50kmの範囲内に再資源化施設（チップ化等）が存在する場合であっても、交通事情その他の事情により経済性の面での制約のある場合

(3) 解体工事業の登録

解体工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする都道府県知事の登録が必要となります。ただし、土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可のある場合は登録の必要はありません。

(4) 対象建設工事の届出

国土交通省のホームページにQ&A、各自治体の届出窓口の一覧などが掲示されています。なお、届出様式、届出様式などの具体的な内容については、各自治体のホームページ等で確認できます。

国土交通省のホームページ/リサイクル/建設リサイクル推進施策 関係法令

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0303law.htm

●●トラブル事例●●

○近隣に小学校などがあるにもかかわらず、アスベストが使用された倉庫が無届（建設リサイクル法）で解体された問題で、県議会は発注担当者を証人尋問した。

※建設リサイクル法の対象建設工事である場合は、届出書別紙（分別解体の計画等）に付着物としてアスベストの有ることと措置内容を記載し、発注者に事前説明する必要があります。

（建設現場従事者の）産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 のご案内

【お問い合わせ先】（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ <https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=18>